

自然学習交流推進員（鶴岡市地域おこし協力隊員）募集要項

鶴岡市は、かつては庄内藩 14 万石の城下町であり、「ユネスコ食文化創造都市」や、全国最多となる 3 つの日本遺産の認定を受けるなど、山、里、川、海と豊かな自然環境と文化を有する地方都市です。

このように豊富な地域資源のもと、鶴岡市では、自然休養林である高館山、ラムサール条約登録湿地である大山上池・下池、隣接する都沢湿地など周辺一帯を自然学習のフィールドとして、子供たちをはじめ市民みんなが自然との一体感を享受できるように、自然と触れ合う機会を創出することを基本理念とした「庄内自然博物館構想」を策定し、平成 24 年 4 月に、その拠点施設として、鶴岡市大山地域に自然学習交流館「ほとりあ」を設置して取組みを推進してきました。

今回、湿地資源（国際条約であるラムサール条約湿地）等の積極的な活用やそのブランド化に関する業務と、本市総合計画の 5 つの加速化アクションのひとつである「SDGs 未来都市の実現（自然環境学習・環境保全）」を推進するため、他の都市で経験した新たな視点や発想によって意欲的に活動いただける方を、「地域おこし協力隊員」として募集します。

1 活動地 鶴岡市域全域（主に大山地域）
活動拠点：鶴岡市自然学習交流館「ほとりあ」（鶴岡市馬町）

2 募集人数 1 名
※採用基準に満たない場合は、採用を行わない場合があります。

3 職務の概要

- (1) ラムサール条約登録湿地の大山上池・下池や「ほとりあ」に隣接する都沢湿地の湿地資源活用に関すること（湿地資源の好循環化やブランド化及び、湿地資源に関する地域伝統文化の保存や新たな文化の創出、活動をとおした多様なステークホルダーとの連携等）
- (2) 自然環境学習の普及拡大に関すること（デジタル技術の活用による、ほとりあでの活動の情報発信や自然環境学習教材の開発）
- (3) 庄内自然博物館構想推進協議会（以下、「協議会」という。）及び「ほとりあ」を会場にして行う環境保全活動やイベントや、湿地の保全管理に関する業務などの協議会の事業に関すること
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める活動

4 募集対象

- (1) 令和 7 年 1 月 1 日現在、年齢 20 歳以上である方。
- (2) 三大都市圏をはじめとする都市地域等に住民票を有する者。ただし、海外在住者、隊員経験者（他市町村で 2 年以上隊員として活動し、かつ、解嘱から 1 年以内の者）及び JET プログラム修了者（他市町村で 2 年以上 JET 参加者として活動し、かつ、

JET プログラム終了から 1 年以内の者) はこの限りではない。

- (3) 心身が健康で、地域づくり活動に取り組む意欲と情熱をもっている方。地域住民・関係団体と積極的に関わり、意欲的に関係を築いていこうと努力できる方。
- (4) 普通自動車免許を有する方 (AT 限定可)。
- (5) パソコン(ワード・エクセル) の一般的な操作ができる方。
- (6) 任期終了後も、鶴岡市に定住し就業・起業する意欲のある方。
- (7) 上記(1)から(6)までの規定にかかわらず、地方公務員法第 16 条の欠格事項に該当しない方。

5 雇用形態及び期間

- (1) 庄内自然博物館構想推進協議会 (事務局：鶴岡市) が雇用します。
- (2) 期間は、委嘱日から令和 8 年 3 月 31 日までとします。ただし、期間は延長することができ、最長 3 年とします。
- (3) 令和 8 年 4 月 1 日以降の雇用については、双方協議のうえ、判断させていただきます。
- (4) 募集対象の要件に違反した場合や地域おこし協力隊にふさわしくない言動があった場合には、雇用期間中であってもその職を解くことができるものとします。

6 勤務日数及び勤務時間

- (1) 勤務日数：原則として週 5 日間とします (土曜、日曜の勤務もあります)。
勤務を要しない日は、休館日である火曜日を含む週 2 日間とします。
- (2) 勤務時間：原則として、8 時 30 分から 17 時までとし、昼の休憩時間は 12 時から 13 時 (1 時間) までとします。
- (3) 年休：勤務した月の翌月から月ごとに 1 日、6 か月を経過した月に 5 日間を付与 (年間 10 日間) とし、利用しなかった年休は翌年に繰り越すことができます。

7 報酬

月額 185,000 円を予定。

※毎月の給与は月末に締め、翌月 21 日に支給します。

※上記の金額から所得税が差し引かれます。

※時間外勤務手当、賞与 (6 月、12 月) の支給があります。

※退職手当は支給しません。

8 福利厚生

- (1) 社会保険、雇用保険に加入します。
- (2) 活動期間中の住居は市が用意することも可能です。その場合は家賃補助として月額 40,000 円を上限に補助します。
- (3) 光熱水費、通信料、自治会費等については隊員の負担とします。
- (4) 活動に使用する車両については市が用意することも可能です。
また、ご自分の車を使用した場合も含め、活動に要した燃料は市が負担します。
- (5) 勤務時間中は、活動に必要なパソコン、事務用品等を貸与します。
- (6) 引越しに必要な経費は、隊員の負担とします。

9 任期終了後の支援(定住に向けた起業支援)

隊員として、3年間の勤務を終了予定の者について、終了予定の日から起算して前1年以内または終了の日から1年以内に市内で起業する場合に活用できる補助金(上限100万円/1回限り)の制度があります。

10 応募手続

(1) 応募受付期間

令和7年1月21日(火)から令和7年2月2日(日)

※応募者がいない場合には、受付期間を2月28日(金)まで延長いたします。

※郵送またはメールで受け付けいたします。

※提出された書類は返却いたしません。

(2) 提出書類

- ・ 応募用紙及び活動目標レポート(鶴岡市HPよりダウンロードしてください。)
- ・ 現在居住している市区町村の住民税納税証明書

(3) 申し込み. お問合せ先

〒997-8601 山形鶴岡市馬場町9番25号

鶴岡市役所市民部環境課

電話：0235-26-0139 FAX：0235-22-2868

電話の受付時間：午前8時30分～午後5時(土日祝日を除く)

E-mail:kankyo@city.tsuruoka.yamagata.jp

11 選考までの流れ

(1) 第1次選考(書類選考)

応募用紙及び活動目標レポート(1,000字程度の内容で様式は任意で構いません。職務概要に関連したものでご自身の活動目標を記載してください。)を提出して頂き、書類選考とします。審査結果は応募者全員に文書で通知します。

(2) 第2次選考(面接)

第1次選考合格者を対象に、第2次選考(面接)を行います。

詳細な日程等については、第1次選考合格者に連絡します。

(第2次選考に要する交通費及び宿泊費等は、応募者の負担となります)

※採用基準に満たない場合は、第2次選考(面接)を行わない場合があります。

(3) 最終選考結果の通知

選考結果は、第2次選考後に文書で通知します。

選考の経過や結果についての問い合わせには応じられませんので、予めご了承下さい。

(4) 注意

住民票の異動は必ず採用日(4月1日)以降に行ってください。それ以前に住所を異動されると募集対象者の要件から外れるため、採用取り消しとなる場合がありますので、ご留意ください。

12. 募集から採用までの流れ

令和7年1月中旬	募集開始
随時	第1次選考(書類選考)通知 ※ご連絡いただければ、施設や鶴岡市内をご案内いたします。 (旅費は、個人負担となります。)
令和7年2月中旬	第2次選考(面接) (旅費は、個人負担となります。)
令和7年2月下旬	最終選考結果の報告 採用手続き
4月1日	採用

ふりがな				(顔写真) 枠内に貼り付けてください。
氏名				
生年月日	昭和・平成 年 月 日	性別		
現住所	〒			
連絡先	電話	(自宅)	(携帯)	
	E-mail			
家族構成 (氏名・年齢)			趣味・特技	
取得している 資格・免許				
ボランティア等 自主活動の経験				
健康状態	※アレルギー、持病など健康上の特記すべき事項があればご記入下さい。			
学歴	年	月	学歴・職歴	
職歴				
応募条件 確認欄	<p>【下記項目をご確認のうえ、□にチェックマークを入れてください】</p> <input type="checkbox"/> 令和7年1月1日現在、年齢が20歳以上である。 <input type="checkbox"/> 三大都市圏をはじめとする都市地域※1に居住している。 ※1 条件不利地域(過疎法、山村振興法、離島振興法の指定地域)以外の地域に居住している方が対象となります。 <input type="checkbox"/> 心身が健康で、かつ地域づくり活動に取り組む意欲と情熱をもっている。 <input type="checkbox"/> 普通自動車運転免許を取得している(AT限定可)。 <input type="checkbox"/> パソコン(ワード、エクセル)の一般的な操作ができる。 <input type="checkbox"/> 任期終了後も鶴岡市に定住し、就業・起業する意欲がある。 <input type="checkbox"/> 地方公務員法第16条の欠格事項に該当していない。			

添付書類：活動目標レポート(1,000字程度) ※様式不問

現在居住している市区町村の住民税納税証明書

注意事項：現住所及び連絡先の欄には確実に連絡が取れる場所・番号を記載してください。